

特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式選択について

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、令和5年度までは所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することが可能でしたが、令和6年度から所得税と市県民税で課税方式を一致させることとなりました。

令和5年度（令和4年分）まで

【所得税】 以下の選択が可能 ・総合課税（配当所得のみ） ・分離課税 ・申告不要（申告せず源泉徴収で終了）	【市県民税】 以下の選択が可能（※） ・総合課税（配当所得のみ） ・分離課税 ・申告不要（申告せず源泉徴収で終了）
※所得税とは別に市県民税申告書を提出、または確定申告書第二表の住民税に関する事項部分の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に「○」を記入した場合に所得税と市県民税で異なる課税方式の選択が可能。（提出しなかった場合は所得税と同じ課税方式で市県民税も課税。）	

令和6年度（令和5年分）から

【所得税】 以下の選択が可能 ・総合課税（配当所得のみ） ・分離課税 ・申告不要（申告せず源泉徴収で終了）	【市県民税】 所得税で選択した課税方式と同じ課税方式で計算（所得税と市県民税で課税方式を一致）
令和6年度（令和5年分）申告からは所得税（確定申告）で申告した課税方式で市県民税も課税。（例えば令和5年分確定申告で配当所得を申告した場合、令和6年度市県民税でも配当所得を「申告した」こととなり、配当所得を含めた金額で計算。）	

市県民税で利用する所得金額は国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の計算でも利用していることから、それらの制度への影響や所得税・市県民税の還付額等を勘案して、所得税では配当所得を申告して市県民税では申告しないといった方法を選択することがこれまで可能でした。

令和6年度（令和5年分）申告からは所得税と市県民税で課税方式が統一され、別の課税方式を選択することはできなくなります。

《例》上場株式配当所得が 100,000 円、その他の所得が 1,000,000 円ある場合で、確定申告で配当所得を総合課税で申告とした場合

【令和5年度まで】

市県民税で配当所得を申告しないとする申告書を提出した場合
 ⇒配当所得を除いた所得金額：1,000,000 円
 （その他所得のみ）で市県民税は計算

【令和6年度から】

確定申告書と同じ課税方式で市県民税も計算するため、配当所得も含めた所得金額で市県民税を計算する。
 ⇒100,000 円+1,000,000 円
 =1,100,000 円で市県民税も計算

上記例のように令和6年度からは確定申告で特定配当等・特定株式等譲渡所得を申告した場合、市県民税の計算でも必ず所得に含まれることとなります。

すなわち、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の他制度の計算でも確定申告で申告した所得が利用されることとなり、特定配当等所得から源泉徴収された所得税や市県民税の還付を目的として確定申告を行ったが、その還付金額よりも国民健康保険税などの他制度の保険税（保険料）の増えた金額のほうが大きくなるといった可能性があります。

●確定申告で課税方式を選択した後、申告期限後に修正申告や更正の請求で課税方式を変更することはできませんので御注意ください。（例えば確定申告で配当所得を申告した後、その配当所得を修正申告や更正の請求で申告しないとする変更はできません。）

●市民税課では市県民税以外の他制度への影響についてお答えすることはできませんので、御自身で各制度の担当部署に直接お問合せください。

【お問合せ先】

市県民税に関すること	市民税課	電話 024-924-2081
所得税に関すること	郡山税務署	電話 024-932-2041
国民健康保険税に関すること	国民健康保険課	電話 024-924-2141
後期高齢者医療保険料に関すること	国民健康保険課	電話 024-924-2146
介護保険料に関すること	介護保険課	電話 024-924-3021